

競争政策の国際的側面

重 原 久 美 春

企業活動のグローバル化の進展に伴い、各国の競争政策が他国の企業活動さらには消費者行動を含めた経済活動全般に及ぼす影響が益々大きなものとなっている。こうしたなかで、競争政策の立法と運用の両面で、経済効率の向上を政策目的として重視する動きが近年、OECD加盟先進工業国ではほぼ共通してみられる。このような傾向は、各国経済の構造をより整合的なものとし、国際的な経済摩擦を少なくするためにも役立つ。しかしながら、自国のみならず他国の生産者と消費者そして世界経済全体の便益の向上のためには、各国競争政策の立法・運用面での取れんの動きに加えて、多角的な国際協力の枠組みを一段と強化する必要がある。

はしがき

競争政策は、国によって、さらには時代の流れのなかで、いくつもの異なった解釈がなされてきた。しかしながら、一般的には、企業間の水平的ないし垂直的取引制限、支配的地位の乱用、独占化、合併などに関する企業行動を支配する法律と規制が競争政策の根幹をなしている。より広い解釈によれば、競争政策は市場における競争に影響を及ぼすすべての政策、従って企業に対する政府補助、独占企業の価格や生産活動に関する政府の規制、より広範な産業政策、地域開発政策なども含まれるが、本稿では、競争法（ないし反トラスト法）を中心に競争政策の国際的側面について略述する。

国際貿易や資本取引などを通ずる企業活動のグローバル化の進展に伴い、各国の競争政策が他国の企業活動さらには消費者行動を含めた経済活動全般に及ぼす影響は益々大きなものとなっている。こうした背景の下、本稿では、まず第1章において、企業活動の国際化が進展するなかで、各国の競争政策の目的および適用範囲の面で、更にはその実際の運用の面で、取れんする動きがみられるかどうかについて検討する。言うまでもなく、競争政策の面で国際的な取れんの動きが強まれば、相互依存関係を

高めつつある各国経済の構造はより整合性の高いものとなろう。もっとも、仮に競争政策が各国間で完全に整合性のとれたものとなったとしても、それぞれの国の競争政策が自国の利益の追求のみを目的として遂行されたり、更には、競争政策が自国の他の政策、例えば貿易政策や投資政策との関係で国際的な影響をもたらすことが問題となることもある。こうした問題を踏まえて、第2章では、グローバル化の下での競争政策運営上重要な課題となっている国際協力の展開について概観する。そして、第3章では、現状みられる国際協力の限界について略述したあと、今後の協力強化の方向について検討する。

1. 各国競争政策の立法・運用面での取れん

OECD(経済協力開発機構)に参加する先進工業国において、競争政策の策定と執行の面で近年みられる傾向を概観すると、第一に指摘できることは、法の支配、さらには無差別および透明性の原則を重視する傾向が一様に強まっていることである。このような傾向は、国内における競争政策の実効性と信頼性の向上に資する。それは同時に、グローバルな経済統合と効率性の向上に果たす競争政策の役割の増大にも資する。

第二に特長的なことは、多くの国で、競争法の運用が行き過ぎた政治介入によってゆがめられないようにするための手立てを整える動きが強まっていることである。勿論、先進工業国間でも政治や経済に構造的な相違が残っていることは事実であるが、競争政策の運用にあたって、広い意味での公益を尊重するという観点から政治介入が生ずる場合にも、こうした介入を限定的なものとする努力が多くの先進国でみられてきた。

第三に指摘できることは、先進工業国は、自国の競争政策の運用にあたって、他国の主権、競争政策、経済便益などを考慮に入れるという意味での国家間の礼讓(comity)の原則を尊重する傾向を近年強めていることである。この点については、第2章でやや詳しく論ずることとする。

本章では、まず、法の支配の原則の下で、競争政策の基本目的の法定化がどのように進められてきたかについて概観しよう。

先進工業国のうち、競争法の法制化が最初に進められたのは、米国およびカナダである。両国では19世紀末の最初の競争法の導入以来、競争法の目的について、数多くのものが記述されてきた。その他の先進工業国における競争法の法定化は、米国およびカナダより遅れ、かなり多くの国では第二次大戦後になってはじめて競争法が導入された。

こうした一連の競争法に共通しているのは「競争過程ないし自由競争の維持」あるいは「真の競争保全ないし促進」という目的規定である。このほか、「経済力の乱用の防止」、これを通ずる購入価格や商品選択などの面でより多くの自由を望む「消費者の便益の保護」、更には「経済効率の実現」が先進工業国の競争法にほぼ共通する目的となっている。

以上、列記した競争法の主要目的のなかで、「経済効率の実現」を最重要な目的として認識する傾向が近年各国で強まっている。こうした傾向の背景としては、通常の場合、経済効率の向上が消費者利益の極大化につながるという認識がある。欧州諸国においては、それと同時に、

「競争の促進」という競争法の目的が欧州域内経済の統合を進めるための手段として重要視されている。なお、米国における競争法の目的としては、経済力の集中排除を通ずる「多元状況の実現」が重要視されている。ドイツの場合にも共通することであるが、多元状況は、民主主義社会の基盤をなすものとして、その維持自体に大きな意義があると考えられている。

上記のような競争政策の基本目的のほかに、種々の補足的な目的が各国競争法のなかに記述されている。その主なものは、「中小企業の保護」、「自由企業体制の維持」、「公平および公正の維持」、「物価上昇の抑制」である。これらの目的のなかには、目的を実現することが困難なもの、ないしは基本目的である効率性の向上と相容れない関係にある可能性のあるものもある。しかしながら、上述した基本目的の実現を目指す競争法の成立と執行に必要な幅広い政治支援体制を確立するためには、こうした補足的な目的の列記が時と場合によっては役立つことも事実である。

次に競争政策ないし競争法の適用分野に関しては、経済全体にできるだけ幅広く適用することとし、適用除外範囲を極力少なくすることで、先進工業国の間におおよそそのコンセンサスができていく。各国競争法の主な適用対象は、他の法律で規制されている分野を除く全ての経済活動に従事している民間企業および——国によって程度の違いはあるが——公営企業の反競争的行動であり、競争法の適用除外となっている部門は、競争の結果として市場効率の向上を期待することができない特殊な分野に限られる。こうした分野では、自然独占、情報の非対称性などから生ずるとみられる市場の失敗のリスクに対処するため、特別の政府規制が必要となる。もっとも、近年、政府規制が市場原則を通ずる効率の向上を阻害している面があるという認識が高まるなかで、政府規制のあり方について見直す気運がOECD加盟先進工業国の間で高まっている。特に1980年代以降、こうした動きのなかで、エネルギー、銀行、運輸、通信などの分野で政府の直接規制の削減ないし廃止が行

われるようになってきた。

政府の規制が必要なもう一つの背景は、政府の介入がない限りサービスの提供が全ての人に一樣に行きわたることが期待できない分野が存在することである。とはいえ、多くの先進工業国において、財およびサービスの提供にあたってきた公営企業を民営化する動きが近年強まっている。ここで重要なのは、競争的な市場で活動している公営企業と独占的な活動を行う権利を与えられている公共独占企業との区別である。独占的な地歩を与えられていない公営企業については、民間企業と同様に競争法の対象とされるべき筋合いにあるという基本原則の面で、先進工業国間では一応のコンセンサスができている。しかしながら、実際にはこれらの公営企業が競争法の適用から外されている事例が一部の国では存在している。一方、公営企業が独占的な地歩を保ってきた分野でも、近年、多くの工業国において、公営企業の再編成が行われるなかで、競争原理を注入することが望ましいとみられる部門を切り離し、こうした部門における当該公営企業の活動に対しては競争法を適用する動きが高まってきた。

知的職業サービスの分野も、従来、競争法が適用されないケースが多かった。こうした職業に関しては、参入、広告、報酬などに関する自主規制が行われる慣行が永らく維持されてきたのである。しかしながら、1980年代以降、多くの国でこうした職業分野についても競争法を適用する動きが強まってきた。

一方、労働者側と使用者側との間の労働条件に関する協定については、多くの先進工業国では競争政策というよりは社会労働政策の分野の問題として認識されており、従って競争法の対象となっていない。しかしながら、いくつかの先進工業国においては、近年、労働市場の効率性を高めるため、競争法を一部の労働市場に適用する動きがみられる。

以上、国際経済依存関係が強まるなかで、競争政策および競争法の基本原則、目的および適用分野の面で、各国のアプローチに共通点が次

第に増えてきていることを指摘した。以下では、各国における競争法の運用の面で近年みられる特長的な傾向をレビューし、運用面でも各国のアプローチが収れんするようになってきているかという点について検討する。

この観点から、まず第一に指摘できることは、競争法の運用にあたって、経済分析が近年各国でますます重要になっているという事実である。こうした動きのなかで、反競争的な企業行動が存在する市場状態において、競争的な市場状況下との対比において生じているとみられる価格上昇と生産水準の下落といった経済便益のロスを分析することが、重要視されるようになっていく。そして、特に「消費者余剰(consumer surplus)」と「生産者余剰(producer surplus)」との和である「総余剰(total surplus)」を最大化することが課題とされる。その際、ある産業分野における競争政策の経済効果は、当該市場における特定の企業ないし特定の消費者にとっての便益の増減ではなく、企業全体そして消費者全体にとっての便益の増減として検討されなければならない。ある種の企業取引慣行が生産者余剰および経済全体の余剰を増大する一方で消費者余剰を減少させる場合には、経済全体の効率向上という目的と、消費者余剰の増大という目的のうち、いずれを優先するかによって競争政策の運用に違いがでてくることとなるが、ここで注目すべきは、先進工業国のなかには、例えば米国に典型的に見られるように、消費者余剰の極大化を競争政策の運用上の最大の課題とする傾向が窺われることである。もっとも、前述したとおり、経済全体の効率向上と消費者余剰の拡大とは通常は同時に達成されるとみられる。

更に、経済分析にあたって、競争政策の運用によって生ずる静学的経済効率(static efficiency)だけでなく、時間の流れのなかで中長期的に生ずる動学的経済効率(dynamic efficiency)をも考慮に入れる傾向が近年各国で強まっている。動学的経済効率を重視する立場からすると、例えば、新しい技術やより良質の生産物を開発し、より多くの便益を中長期的に消

費者に提供させる誘因を企業家に与えるため、一時的に競争を制限することも許されることになる。こうした見解に立って現実に実施されている制度の典型的な事例の一つが特許である。技術の開発と移転、いわゆる知識集約産業、知的所有権などに関する競争政策の運用にあたっては、静学的効果よりも動学的効果の視点が重要となる。しかしながら、この点に関する実証分析の成果は実際には極めて限られている。

以上に略述したように、先進工業国の競争政策は、その基本原則、目的そして運用の面で、大筋としては次第に収れんする傾向が窺われる。しかしながら、同時に、まだ細部に亘る点で差異があることは事実である。以下では3点にしばって若干付言する。

①参入障壁

ある市場がどの程度競争的であるかに関して判定する場合、競争している企業の数と規模のほか、市場への参入に影響を及ぼす各種の要因を吟味することが大切である。参入障壁の認定とその取り扱いについて、各国競争政策当局の間で(そして専門家の間でも)かなりの相違がみられるのが現状であるが、分析にあたっての着眼点については、①規模と範囲の経済性、そして商品差別化などの関係で生ずる、いわゆるサンク・コスト、②国際貿易障壁、産業補助金、その他の政府の規制・介入に伴う障壁、③新規参入の抑止をねらった既存企業の戦略行動、に焦点をあてる傾向が次第に強まっている。

こうした傾向のなかで、仮に現実に市場で活動している企業の数が少なくとも、十分な規模でかなり迅速に新規参入をすることが可能な(contestable)状態が市場で維持されている限り、過度の市場支配を抑止できる、という認識が各国競争政策当局の間で次第にコンセンサスとなりつつある。

②水平的取極め

価格固定、生産抑制、市場分割、顧客割

当て、入札談合などのいわゆるハード・カルテル行為は、当然違法の原則(per se rules)に従って、全ての先進国で禁止されている。一方、標準設定、共同研究・開発、ある種の共同事業、共同購入など、市場全体における競争を阻害するかもしれないような企業間の協力については、先進国における競争政策上の対応にかなりのバラツキがみられる。すなわち、一部の国では、ケース毎に条理の原則(rule of reason)に従って違法性が審査されているが、他の国では、少なくとも一部のケースについては、ガイドライン等によって、こうした企業行動に対する事前指導が行われている。なお、外国市場に輸出される財およびサービスの価格、生産量などの決定に関する企業の共同行動はそのすべてが輸出カルテルとみなされるものではなく、競争を阻害するとみられるもののみが、禁止される建前となっているため、企業共同行動の是非の判定にあたっては、輸出国側だけでなく、輸入国側での実態に関する情報、従って、両国の競争政策当局の国際協力が重要となる(次章参照)。

③垂直的取極め

企業間の垂直的取極めのうち、再販売価格維持は、ほぼ全ての先進工業国において当然違法の原則に従って禁止されている。価格以外の面での垂直的取極めに関する競争法の適用には複雑な問題がある。こうした取極めは、企業の相互協力、フリーライディングの防止、消費者向け商品の品質保証、リスク分担の改善などを通じて効率向上に役立つ面もある。一方でこうした取極めはブランド内の競争を制限し、またライバルの参入コストの上昇などを通じてブランド間の競争をも阻害することになるかもしれない。このため、価格以外の面での垂直的取極めについてはケース毎に条理の原則に従ってその是非を判定する必要がある。その場合、こうした取極めが静学的な観点からはブランド間の競争を制限するもので

はなく、むしろ国内経済の効率向上に役立つものとみられる場合でも、内外企業の新規参入コストを高める結果、動学的ないし中長期的な観点からすると国内経済効率、そして貿易を通ずる世界経済全体の効率にとってもマイナスに作用する可能性があることにも注意を払うことが重要である。

2. 国際的な競争政策の展開と強力体制の強化

企業活動の国際化が進むなかで、外国企業の行動(例えば輸出カルテルや合併)によって国内市場における競争が阻害されたり歪められたりする場合に、関係国間に難しい問題が生ずる。ある国の当局が競争法を外国企業に適用しようとしても、当該外国企業がその国に拠点を持っていない場合には、競争法の国外適用を行う余地は極めて限られている。外国企業の反競争的な行動が国外で生じていると判断される場合に、競争政策当局が外国企業からこれに関する情報を入手しようとしても、当該企業によって拒否されることがある。また、外国の競争政策当局が協力に応じないこともあるし、その国の法律によって他国競争政策当局への企業情報の提供が禁じられている場合もある。

以下では、こうした問題を踏まえながら、競争政策の運用面での国際協力の枠組みについて略述する。

2.1 開発途上国を含む幅広い協力

第二次大戦後、1930年代の混乱が再び生ずる事態を避けるべく、1947年11月から48年3月の間、国際連合主催の下、57カ国の参加を得て、貿易と雇用に関する国際会議が開催された。この会議の結果として、国際貿易機構(International Trade Organisation)の設立に関する「ハヴァナ憲章」と呼ばれる国際条約の草案が起草された。この草案には、国際貿易面での競争を制限する可能性のある民間および公営企業慣行、およびこれと同様の結果をもたらす政府の政策を抑止するため、条約参加国が国際貿易機構と協力して適切な措置をとることが謳われた。対象となる企業慣行としては、価格固定、

市場分割、生産割当て、特定企業に対する差別、特許供与の悪用などが含まれていた。ハヴァナ憲章は米国を含めて批准を見送る国が数多く、結局発足に至らず、1948年に、関税、ダンピングや貿易を歪める補助金等に関するルールに限定した「関税と貿易に関する一般協定(General Agreement on Tariffs and Trade, 略称 GATT)」が発足した。国際的な競争政策のルール作りの努力はその後も続けられ、1953年には国連の主導の下、制限的慣行に関する国際条約の草案が作られたが、これも米国などの反対から日の目を見ないまま終わった。

このように、国際的な強制力のある競争政策の枠組み作りの失敗が続くなかで、国際的な礼譲(comity)の原則に従った協力関係の強化が進められてきた。まず、1960年には、GATT参加国間で、制限的企業慣行に関する協議のための取極めに関する決定が行われた。この決定のなかで、GATT参加国は、国際貿易面での競争制限が世界貿易の拡大と各国経済の発展を阻害し、関税引下げやその他の貿易制限措置の緩和などから生ずる便益がこれによって打ち消される可能性があるという認識を示している。そして、参加国は、国際貿易面に影響を及ぼす制限的取引慣行を規制したり、それに関する調査を行うことを具体的にコミットすることは困難であるとする一方、他のGATT参加国の要請があれば協議に応じ、こうした慣行が好ましくない影響を及ぼしていることについて合意が生ずれば、当該参加国は自らが適切と判断した措置をとるものとされた。GATTウルグアイ・ラウンドを通じてできあがった「サービス貿易に関する一般協定(General Agreement on Trade in Services, 略称 GATS)」および「知的所有権の貿易関連面に関する協定(Agreement on Trade-Related Aspects of Intellectual Property Rights, 略称 TRIPs)」のなかでも、こうした礼譲の原則が導入され、現在、世界貿易機構(World Trade Organisation, 略称 WTO)の枠組みのなかで実施されている。

一方、国際連合のレベルでは、1980年に、制限的取引慣行を規制するための原則とルールに

関する多角的合意が成立した。この合意は競争法の運用面での国際協力とアプローチの整合性を高めることを目的としており、対象となる制限的取引慣行としては、①市場における支配的な立場の乱用ないし獲得を通じて市場へのアクセスを制限したり、競争を過度に抑制する行為、②国際貿易、特に開発途上国の貿易、そしてこうした国の経済開発に悪影響を及ぼす恐れのある取引慣行、③これらと同様の効果を持つ、公式ないし非公式、書面ないし書面以外の形式による企業間の合意ないし取極め、などが列挙されている。合意には法的拘束力はないが、UNCTAD 参加国専門家会合の開催や事務局の各種対外活動を通じて、この合意の実行促進が図られている。

2.2 OECD 加盟先進工業国間の協力

OECD 加盟先進工業国は、1967 年以降、国際貿易に影響を及ぼす競争制限慣行に関する加盟国間の協力についての理事会勧告に基づいて競争政策に関する国際協力を推進している。この勧告の下で、加盟国は、第一に、他の加盟国に対して、その国の利益に重大な影響を及ぼす可能性のある競争政策上の調査やその他の手続について通告することが奨励されている。具体的には、①他の加盟国の領域から情報を収拾する場合、②問題となっている取引慣行の全部ないし一部が他の加盟国の領域で実施されている場合、③競争政策の執行の結果として、他の加盟国の領域内での取引慣行に影響が及ぶ可能性がある場合、④企業合併の相手側が他の加盟国の法の下で設立されている場合、などにこうした勧告が適用される。

第二に、OECD 加盟国に対しては、競争政策に関連した調査活動面での国際協調についても理事会勧告が出されている。こうした面での協力事項としては、競争政策に関する決定の予定時期の通告、情報の機密保持に関する国内法で許容される範囲での事実および分析に関する情報の他国への提供、複数国の利益に影響が及ぶ状況の下での競争政策運用に関する関係国間の協議、などが列挙されている。

第三に、OECD 加盟国は他の加盟国の援助要請に応じることが勧奨されている。援助の形態としては、他国の情報収拾に関する援助、自国の調査ファイルからの情報提供、国内居住者の他国当局に対する情報提供に関する強制手続の適用、公開情報の提供、などが含まれる。OECD 理事会勧告は法的拘束力を持つものではなく、それぞれの国の法律が OECD 理事会勧告に優先して適用される。このように OECD 勧告の適用には限界があることは事実であるが、この勧告は、競争政策に関する加盟国の二カ国間協定の締結(後述)にあたって、その素地を作るといった面でも重要な役割を果たしてきた。

さらに、OECD 加盟国は、競争法および競争政策に関する OECD 委員会への参加を通じて、勧告内容の実施のほか、競争政策に関する各国の経験や情報、さらには意見の交換などを幅広く行っている。こうした委員会の活動は、前章に略述した先進工業国間に近年みられる競争政策および競争法の収れんに寄与している。更に、OECD 競争法・政策委員会の参加者は OECD 貿易委員会の参加者と共同グループを作り、競争政策と貿易政策との関係、例えば垂直的な市場取引制限が貿易に及ぼす影響、競争法の下での外国企業の取扱い、などの問題について共同作業を行っている。

2.3 地域レベルの協力

多数の国が国際条約を締結し、法的な拘束力を持った競争政策を多角的な枠組みのなかで推進している典型的な事例は欧州共同体(EC)でみられる。EC 共通競争政策の目的は EC 地域内における貿易の自由化と経済統合であり、ローマ条約がその法的な基礎をなしている。この条約に基づく競争政策の特色は、超国家的な性格にある。政策決定は EC レベルの機関、特に EC 委員会によって行われ、EC レベルの決定は直接加盟国の国内で法的拘束力を持ち得るものとされており、各国の国内競争法の規定と EC 決定とが相容れない場合には、EC 決定が優先する。ただし、EC の決定は、企業取引慣

行等が EC 加盟国間の貿易に影響を及ぼす可能性のある場合に限って適用されることになっており、従って他の分野にも適用される加盟国の競争法を無効にするものではない。

EC 共通競争政策は、市場分割、割当て、価格固定などの企業間の水平的取極めや差別的な流通制度などの垂直的制限や知的所有権や工業所有権などを対象としている。競争制限的な行動であっても、それが生産活動、技術と経済の進歩に貢献するものであり、成果の公正な部分が消費者に還元されるものである限りにおいて、容認されることがある。

1980 年代以降、EC 加盟国間の企業合併と取得の動きが増加するにつれ、欧州域内市場レベルでの市場支配力の乱用に関する懸念が高まっていた。これを受けて、1989 年には、EC レベルでの合併規制に関する規則が制定された。ただし、EC 参加国の国内における市場支配力に影響を及ぼすが、EC 全体としての市場の支配力には影響しないような企業合併については、引続き当該国の国内競争法の下でその認定が行われることとなっている。

自由かつ歪みのない競争は EC 市場統合にとっての一つの重要な要件とされている。こうしたなかで、EC 加盟国は、政府補助とみられる措置について EC 委員会へ通告する義務を負っている。通告を受けた同委員会は、この措置が EC 共通規則の対象となるものか、適用除外事項となるものかについて決定を行う。適用除外となる事例としては、地域対策、公害対策関連、EC 全体の利益に合致するプロジェクトなどがある。業種別には、農業、漁業、鉱業、鉄道業などの分野では、EC レベルの規制が適用されない巨額の政府補助が存在する。これらの補助は、地域対策が必要とされる範囲が拡大的に解釈される傾向のなかで許容されてきた。

EC 諸国間の協力の枠組みに比べて、拘束力が弱い形態での地域レベルでの国際協力は大別すると二つに分けられる。その第一は、参加国に反競争的な企業行動の制限(場合によっては競争法の制定)に関する一般的な義務を課すのみで、具体的な基準を特定していない協定であ

る。こうした事例は、北米自由貿易協定、カナダ・チリ自由貿易協定にみられる。第二の協力形態は、競争政策の運用基準について協定参加国間で協調を企図するものである。こうした事例は、EC と域外国(特に中・東欧諸国)との間の自由貿易協定、欧州自由貿易連合(European Free Trade Association, 略称 EFTA)協定、EFTA 諸国と中・東欧諸国との自由貿易協定、更には開発途上国間の貿易協定にみられる。こうした開発途上国間の協力の具体例としては、南アメリカのメルコスール(Mercosur)条約、東南アフリカ共同市場設立条約、などがある。

2.4 二国間レベルの協力

米国と西ドイツ、オーストラリアとカナダ、フランスと西ドイツとの間で 1970-1980 年代で結ばれた協力取極めは、競争法に関する二カ国間の協調、競争政策当局の行動等に関する通告、情報交換、協議などの面で、前述した OECD 勧告が取り入れられている。更に、最近では、単なる通常の国際法の礼譲の原則を超え、更に密接な協力のメカニズムを織り込んだ二カ国間取極めが結ばれるケースも出ている。こうした事例の典型は、1991 年に米国政府と欧州共同体委員会との間で結ばれた競争法運用に関する合意がある。この合意には、相手方の領域内における競争制限的な行動が自国の利益を害していると思われる場合は、相手方の競争政策当局に対して通告し、競争法の適用手続を開始するよう依頼することができる、という条項が盛り込まれている。もっとも、通告と依頼を受けた側の競争政策当局は、相手方の競争法に拘束されるものではなく、あくまでも自方の競争法に照らして検討を行うことになっており、競争法の適用手続が相手側当局の通告と依頼によって自動的に開始されるものではないことが合意に明記されている。

1995 年に米国とカナダとの間で結ばれた競争法の運用に関する二カ国間協力の合意も、これに似た内容となっている。この合意は更に、1990 年に両国の間で締結された犯罪行為に関する相互協力協定によって裏打ちされており、

競争法違反行為についてはこの協定に基づく協力義務が両国当局間に生ずることとなる。

このほか、1994年には、オーストラリアとニュージーランドの間でも、競争政策当局の協力と協調に関する取極めが結ばれた。更に同年、米国では、国際反トラスト法執行援助法が成立し、この法律のもとで米国の競争政策当局は、機密情報の取扱い等に関して様々な基準を満たす外国の競争政策当局に対して、機密情報の提供等を行う権限を与えられた。この法律に則った二カ国間合意は、1997年に初めて、米国とオーストラリアとの間で締結された。

3. 国際協力の限界と展望

以上、略述したように、競争政策の推進を図る国際協力の枠組みは、二カ国間、より多数の国の参加を得た地域内、更には地域を超えたよりグローバルなものまで、極めて多様なものがあり、それ自体が競争政策の目的を実現するための国際協力の重要性を如実に示すものである。競争政策面での国際協力の枠組みの多様性は、単に二カ国間、地域内、より多角的な関係といった参加国の範囲だけでなく、競争政策面での国際協力が国際貿易取極めの一環として位置づけられるものであるか、あるいは独立したものであるか、特定の経済分野に限定されたものであるかどうか等の面での違いからも生じている。また、国際協力の枠組みは参加国に対する法的拘束力の面でも多様性がみられる。

このうち、礼譲の原則に基づく国際協力取極めは、国内事情への配慮が国際協力に優先される。従って、こうした形態での国際協力取極めは、それぞれの取極め参加国における国内事情への配慮の間に相違が生じない場合、あるいは生じたとしても当事国が自発的に国際協力に応ずる場合、でない限り、競争政策上の国際間の紛争処理に実効を挙げられない。

各国競争政策当局は、当局自体としては他国の利益に配慮して国際協力に応じたいと望んでいる場合であっても、それが国内競争法と抵触する場合には、こうした行動に踏み切ることができない。こうした問題は前述したように、国

内競争法が必ずしも他国の利益を考慮した運用基準を明定していないことから生じている面がある。競争政策当局が、競争法の運用にあたり、法的に許された範囲内で自らの判断で他国の利益を考慮した決定を行った場合、こうした決定が裁判で覆されることもあり得る。こうしたケースは、競争政策当局の決定に対して撤回を訴える裁判を起こす権利を競争法上、民間に付与している場合に生じやすい。

競争政策運用を目指した国際協力にあたって、もう一つの重要な制約は、競争当局の判断にあたって不可欠な機密情報の交換を巡るものである。この分野での国際協力の具体化の事例もいくつかは見られるが、その進展は極めて緩慢なものにとどまっている。しかも、世界貿易に占めるウェイトが次第に高まっているOECD非加盟国との競争政策上の国際協力は、近年益々重要性を帯びてきているが、これらの国のなかには競争法も競争政策も確立されていない国が少なくない。こうした状況の改善も国際的な競争政策の遂行にあたっての大きな課題となっている。

競争政策の遂行に関する国際協力の現状を踏まえ、その一層の推進を図るために数多くの提案がなされてきた。こうした提案は大別すれば、三つのカテゴリーに分けられよう。

その第一は、競争政策に関する超国家的な機関を設立し、国際的な競争政策基準を確立し、その基準の運用権限をこうした国際機関に付与するというものである。しかしながら、現状では、こうした提案は大方の国で支持を得られるに至っていない。

第二は、これまで行われてきた国際協力の強化、特に礼譲の原理に基づく国際取極めの拡大に主眼を置くものである。こうした協力には、各国競争法ないし競争政策の運用基準の国際調和に関する各国の自主的な努力が重要な鍵となる。前述したとおり、こうした枠組みに基づく国際協力は法的拘束力等の面で制約されたものにとどまることとなる。

第三のカテゴリーの提案は、前二者の中間に位置するもので、超国家的な機構の設置に至ら

ないながらも、競争政策の運用基準およびその執行の面で法的拘束力を伴った国際協力の推進を図ろうとするものである。このうち、運用基準に関しては、各国競争法の主目的を経済効率と厚生に絞り込み、これによって、各国の国内生産活動の増加を他国の犠牲において実現する結果となるような競争法の運用に歯止めをかけることが提案されている。経済効率と厚生を主要基準として競争政策を運用する場合、自国の立場と貿易相手国等の外国の立場をどのようにウェイト付けするかという問題に関しては、先ず輸出カルテルの禁止から始めるべきである、という提案がある。また、国内競争政策当局が「条理の原則」に従って決定を行う場合に、貿易相手国の利益を保護するための最低基準の遵守を法的に義務づけるという提案も行われている。

競争政策の執行の面では、各国の国内の法的手続に従って執行されることを確実にすると共に、競争政策当局の決定等に対する不服の申立て等民間の法的権利を確立し、かかる権利を外国に法人格を有する者等にも付与することが提案されている。更に、他国の当局、民間法人等の不服申立て等に対する各国競争政策当局の対応をより適切なものとするため、当局の国際的な説明義務を強化するという提案もある。

あとがき

競争政策を巡る国際協力は、従来、主としてOECD加盟国の間を中心に進められてきた。しかしながら、グローバリゼーションの急速な進展のなかで、OECD非加盟国を包摂した、よ

り幅広い国際協力の枠組みの強化が益々重要になっている。競争政策のグローバルな遂行を整合的に行うため、強力な法的拘束力を持つ世界機構を設置することが現状では非現実的であるとすれば、各国の主権を多少とも制限し、自国のみならず他国の生産者と消費者、そして世界経済全体の便益の向上につながるバランスのとれた競争政策を遂行するための国際協力を、WTO、そしてOECDにおける加盟国と非加盟国の対話の場、などを通じて強化することが喫緊の課題である。同時に、競争政策の主要目的として各国で近年、益々重視されている経済効率の向上のためには、競争政策と整合性のとれた貿易政策、投資政策、産業政策、規制改革など幅広い分野での国際協力がOECD非加盟国の参加も得て一段と強化されなければならない。

(経済協力開発機構、OECD)

注

* 本稿の内容や意見は執筆者個人に属し、経済協力開発機構の公式見解を示すものではない。

参 考 文 献

- Graham, E. M. and J. D. Richardson (1997) *Competition Policies for the Global Economy*, Washington D. C.: Institute for International Economics.
OECD (1998) *Competition Policy in OECD Countries, 1995-1996*, Paris: OECD.
Scherer, F. M. (1984) *Competition Policies for an Integrated World Economy*, Washington D.C.: The Brookings Institution.
World Trade Organization Annual Report (1987) *Special Study on Trade and Competition Policy*, Geneva: WTO.